令和８年度
埼玉県保育士保育料特別貸付の手引き

令和８年８月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目　次

１　事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　貸付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　返還猶予・返還免除　・・・・・・・・・・・・・・８

６　届出義務・提出書類　・・・・・・・・・・・・・・９

７　様式一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

８　問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・12

保育所等定義一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・13

１　事業の概要

（１）事業の目的

この事業は､未就学児を持つ潜在保育士や育児休業等から復帰する保育士に対し、当該保育士のこどもの保育料の一部を貸付ける保育士保育料貸付の貸付期間を拡充することで、保育人材の確保を一層推進することを目的としています。

（２）実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

（３）貸付対象者

以下の条件をすべて満たす者。

① 保育士保育料貸付の貸付期間終了後、令和８年度中に保育料が発生していること。

② 県の区域内（さいたま市を除く。以下同じ。）の保育所等※に雇用され、保育士として、雇用契約書上、週２０時間以上勤務していること。

※「保育所等」については、13 ページ「保育所等定義一覧」を参照してください。なお、施設種別等が不明な場合は、当該施設又は市町村保育担当課にご確認ください。

※人事異動や産育休等により、現在保育所等での保育士業務等に従事していない場合は、貸付の対象外です。

（４）貸付期間

保育士保育料貸付の貸付期間終了後、貸付対象者の貸付を受けようとするこどもが満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までを限度とします。

ただし、令和８年度に申請できるのは、令和８年４月から令和９年３月までの期間分のみとします。令和９年度の申請については、別途ご案内します。

《貸付期間中に休職（産育休含む）した場合》

- **休職した月の翌月から復職した月までは貸付できません。この場合も、貸付期間の上限は、上記のとおり起算日から１年間となります。**
- **休職する場合、速やかに１２ページ「８　問い合わせ先」記載の埼玉県社会福祉協議会担当まで御連絡ください。**
- **休職期間は返還免除の対象となる２年間の業務従事期間に含めることはできません（詳細は８ページ「５　返還猶予・返還免除」（２）返還の免除を参照）。**
- **既に送金していた場合は、該当期間分は返金いただく必要があります。**

（５）貸付額

当該貸付対象者の未就学児の保育料の半額（上限月額２７，０００円、貸付決定時に千円未満切り捨て）を貸付けます。

・保育士保育料貸付及び保育士保育料特別貸付の貸付対象者、貸付期間等の具体例については、３ページをご参照ください。
・本貸付と同種の貸付、補助金との併用はできません。
・貸付金を定められた使途以外に使用された場合は、貸付契約を解除し、貸付金は返金していただきます。

（６）貸付人数

１１０名　※先着順

（７）利子

利子は無利子です。

（８）連帯保証人

借受中の保育士保育料貸付と同じ連帯保証人を立てることを原則とします。

次の各要件を全て満たす個人の連帯保証人を立てる必要があります。連帯保証人は、借受者と連帯して債務を負担するものとし、借受人が返還できない場合は、連帯保証人が返還することとなります。なお、申請書類受付後、連帯保証の意思確認のために連帯保証人へ電話連絡をすることがあります。連絡がつかない場合は審査を進めることができず、申請書類を返却することがあります。

①日本国籍を有する方又は永住者もしくは特別永住者等である。
②申込時点で７５歳未満である。
③無収入や非課税、生活保護受給者等ではなく、貸付金を確実に返済できる収入等がある。
④埼玉県社会福祉協議会が実施する貸付事業（保育士修学資金、保育士就職準備金、保育士保育料貸付、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付、潜在保育士就職準備金等）の借受人ではない。
⑤借受希望者が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人であること。
※連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人（原則近親者）を立てていただきます。

（９） 保育士保育料貸付 ・ 保育士保育料特別貸付 の活用方法

① 令和7年4月に産育休から復帰、保育士保育料貸付を利用。令和8年度も引き続き保育料がかかっている。

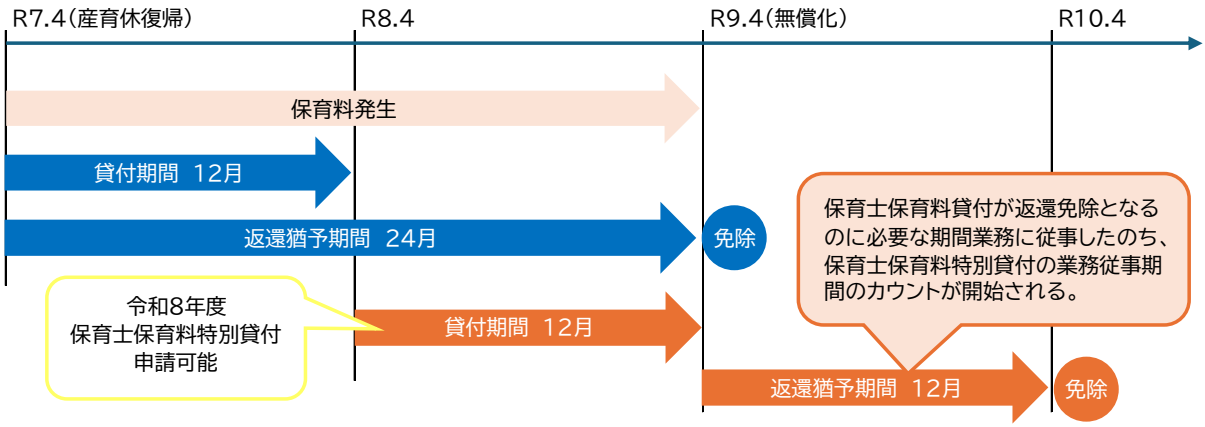

② 令和7年10月に産育休から復帰、保育士保育料貸付を利用。令和8年度も引き続き保育料がかかっている。

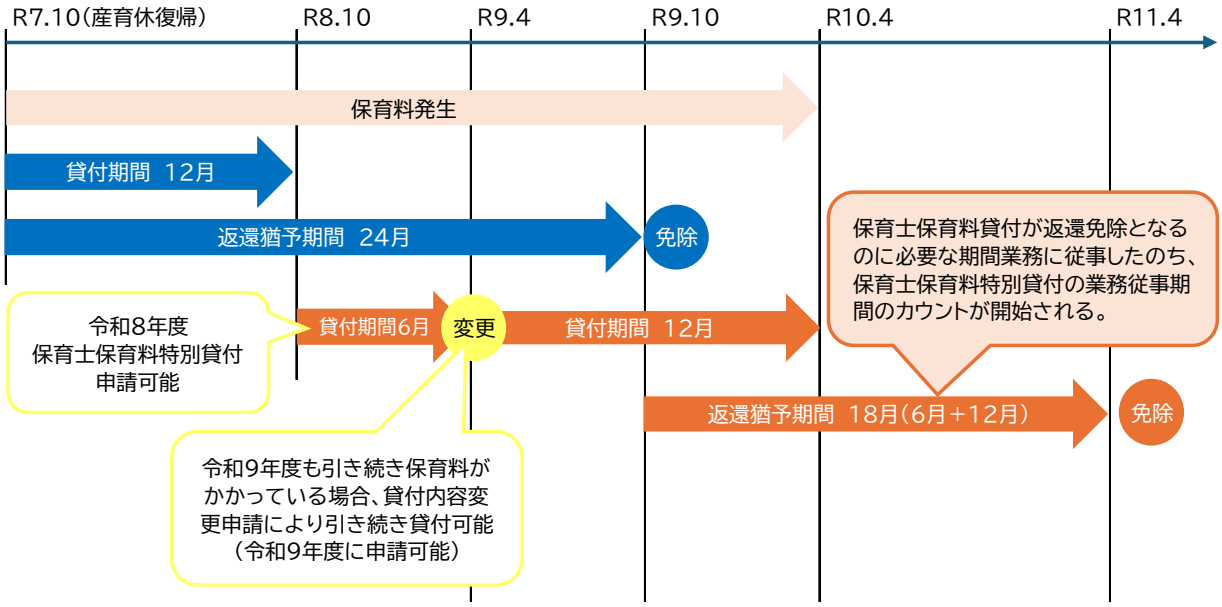

③ 令和7年4月に★産育休から復帰、保育士保育料貸付を利用。令和8年4月から再び◎産育休に入り、令和9年6月に復帰する場合。

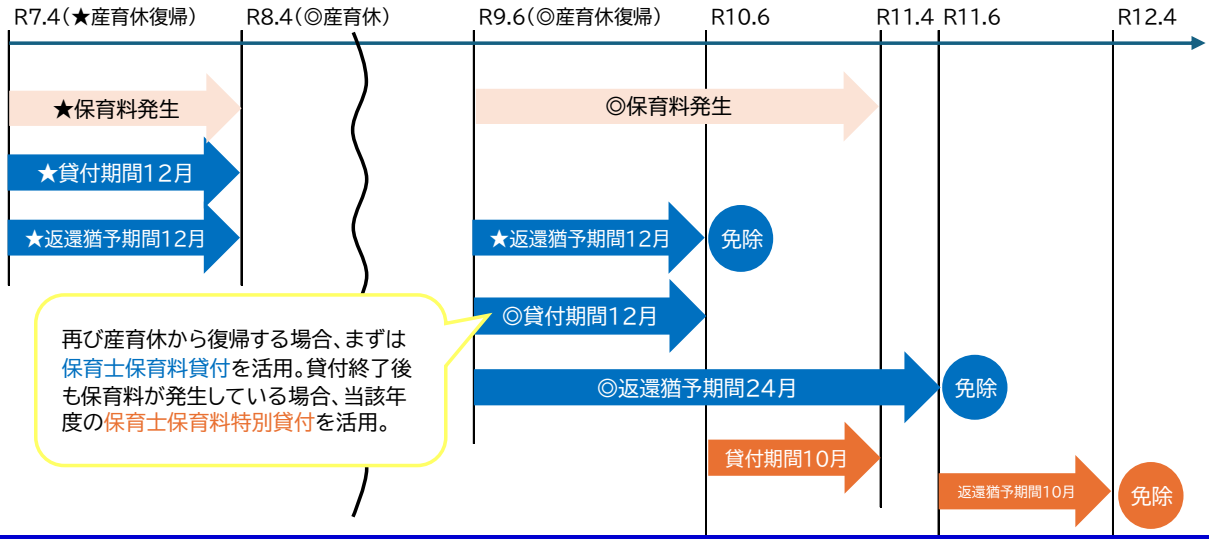

２　申請

（１）申請書類

借受希望者は、次に掲げる書類を作成してください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロード可能です。

※消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

（ア）令和７年度に保育士保育料特別貸付の貸付を受けていない方

	申請書類	備考
①	埼玉県保育士保育料特別貸付申請書（様式第１号）	
②	誓約書（様式第２号）	
③	同意書（様式第３号）	
④	申請者の住民票 （**世帯全員**・本籍記載あり・マイナンバー記載なし・3か月以内に取得したもの）	※申請者と連帯保証人の両者が記載されている場合、住民票は１部で構いません。
⑤	連帯保証人の住民票 （本籍記載あり・マイナンバー記載なし・3か月以内に取得したもの）	
⑥	連帯保証人の課税証明書	最新年度かつ収入額の記載があるもの
⑦	保育料決定通知書（写）	**下記「※申請書類⑦について」参照**
⑧	子が入所する保育所等の入所決定通知書（写）	保育士保育料貸付申請時から変更がなければ省略可
⑨	子が入所する施設の入所証明書（様式第１４号）	保育士保育料貸付申請時から変更がなければ省略可

（イ）令和７年度に保育士保育料特別貸付の貸付を受けた方

	申請書類	備考
①	貸付内容変更申請書（様式第４号）	
⑦	保育料決定通知書（写）	**下記「※申請書類⑦について」参照**

ただし、申請者・連帯保証人の住所が変更になった場合は上記（**ア**）④⑤を、子が入所する保育所等が変更になった場合は上記（**ア**）⑧⑨を提出すること。

※ 申請書類⑦について

・貸付期間が令和８年４月から令和８年８月の間に開始となる場合

→「令和８年４月から令和８年８月」「令和８年９月から令和９年３月」の保育料決定通知書の写しが必要です。

・貸付期間が令和８年９月から令和９年３月の間に開始となる場合

→「令和８年９月から令和９年３月」の保育料決定通知書の写しが必要です。

・保育料の変更がなく、決定通知書が発行されない場合は、お問い合わせください。

（２）書類作成上の注意

個別の状況に応じ、上記以外の書類が必要となる場合があります。

（３）申請締切

令和９年１月８日（必着）　※ただし、定員になり次第締め切ります。

（４）申請方法

本貸付は、県社協へ直接申請書類を送付してください（勤務先のある市町村の保育担当課へ提出する必要はありません)。不着等の事故を防ぐため、必ず特定記録郵便等の配達記録の残る方法で郵送してください。

【申請書類提出先】
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　福祉人材センター　育成資金課
〒330－8529
さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５　彩の国すこやかプラザ内
電話番号　０４８－８２４－３３７０

３　貸付

（１）貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付の可否を決定します。結果については、貸付決定又は不承認の旨を借受希望者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた借受希望者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書（様式第５号)、印鑑登録証明書（３ヶ月以内に取得した借受希望者及び連帯保証人の分)、振込口座申請書（様式第６号)、返還猶予申請書（様式第１０号）を提出いただきます。

なお、今年度貸付内容変更申請書を提出し、変更の貸付決定を受けた借受希望者については、返還猶予申請書（様式第１０号）を提出いただきます（借用証書、印鑑登録証、振込口座申請書の提出は不要)。

（２）貸付金の交付

貸付金は、借用証書（様式第５号）、印鑑登録証明書等の必要書類がすべて提出された後送金します。ただし、書類が不足している場合や、申請状況等によりさらに日数を要することがあります。

送金時期について

- **貸付期間のうち、令和８年度分の送金は、令和９年３月頃に一括で行います。**
- **貸付決定後、保育料の変更等が発生する場合は、貸付額の変更手続きが必要です。速やかに県社協へ御連絡ください。なお、送金後に貸付額が減額となる場合は返金が生じ、増額となる場合は追加で送金を行います。**

（３）貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

①保育所等を退職したとき

②心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき

③死亡したとき

④偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき

⑤貸付を受けることを辞退したとき

⑥その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（４）資金交付までの主な流れ（貸付要件を全て満たす場合）

① 借受希望者は、県社協に申請書類一式を提出（令和９年１月８日必着）

↓

② 県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査

↓

③ 県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付（２月上旬）

↓

④ 貸付が決定した借受希望者は、借用証書（様式第５号）等を県社協に提出

↓

⑤ 県社協は、提出書類を確認後、指定口座に貸付金を送金（３月中）

４　返還

（１）返還の内容

①次のいずれかに該当する場合は、返還しなければなりません。

（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）

ア　貸付契約が解除されたとき

イ　県内（さいたま市を除く）において保育所等で保育士業務に従事しなかったとき

ウ　県内（さいたま市を除く）において保育所等で保育士業務に従事する意思がなくなったとき

エ　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

③ 返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からです。

④ 返還期間は、貸付金の貸付を受けた月数の２倍です。

⑤ 返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかとします。

（例）令和７年４月から１年間保育士保育料貸付を利用後、引き続き、令和８年４月から１年間本貸付を利用開始。同年１２月に退職（返還事由の発生）し、今後県内において保育所等で保育士業務に従事する意思がない場合

⇒１月から最長１８ヶ月（貸付を受けた月数９ヶ月の２倍）以内に返還。

※上記期間内に返還できない場合、延滞利子が発生します。

（返還開始＝返還計画書の提出日ではありません。退職時には速やかに本会まで連絡してください。）

※この場合、別途保育士保育料貸付の返還も生じます。

（２）返還の流れ

①返還の事由が発生
↓
②県社協に速やかに連絡
↓
③県社協に「返還計画申請書（様式第１２号)」を提出
↓
④申請書をもとに審査
↓
⑤納入通知書を送付
↓
⑥納入計画に沿って、指定口座に振込み
↓
⑦返還が完了後、借受者及び連帯保証人に対して「返還完了通知書」を送付し、預っている借用証書（様式第５号）等を返却。

（３）延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日(返還期間)までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは、次のいずれかに該当するときです。

①生活保護法第６条第１項に規定する被保護者であるとき

②貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき

③貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき

④納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰さないと認められるとき

⑤その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

５　返還猶予・返還免除

（１）返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

①保育士保育料貸付の返還の債務の免除を受けるために必要な業務に従事しているとき

②県内（さいたま市を除く）の保育所等において、週２０時間以上保育士業務に従事しているとき（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）

③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※「①保育士保育料貸付の返還の債務の免除を受けるために必要な業務に従事しているとき」及び「③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合」は、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、返還免除の対象となる当該業務従事期間には算入しません。また、ここでいう「その他やむを得ない事由」とは以下のア～クのような場合です。（猶予期間及び提出書類はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません。）

ア　保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合（子が１歳に達する月まで。なお、育休法第５条第３項で定める者は、子が１歳６か月に達する月まで。）

イ　出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、保育所等への再就職を希望する場合（子が１歳に達する月まで。）

ウ　育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続１月以上の取得に限る）

エ　疾病・負傷等のため療養する必要があり、以下のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・保育所等在職中の病気休職等を取得する場合

・保育所等を退職し疾病・負傷等の治癒後に、保育所等への再就職を希望する場合

オ　保育所等を退職し別の保育所等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合

カ　人事異動により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき

キ　その他ア～カに相当すると県が認める場合

（２）返還の免除

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとします。

①県内（さいたま市を除く）の保育所等において、貸付を受けた期間と同期間引き続き週２０時間以上保育士業務に従事したとき

※業務従事期間は、保育士保育料貸付の返還の債務の免除を受けるために必要な業務従事期間を満たした翌日から起算する。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、上記期間には参入しないものとするが、引き続き、当該業務には従事している者として取り扱い、返還を猶予することができる。

②保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

（３）留意事項

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、審査の上、可否を決定します。結果については、借受者及び連帯保証人へ通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付を受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。

６　届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の借受者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

（１）貸付決定後、送金前又は貸付期間内に貸付の休止・再開・辞退を行うとき

提出書類名	様式番号	備考
貸付休止・再開・辞退届	第８号	**事前に御相談ください。**

（２）貸付中、保育料が決定・変更したとき

提出書類名	様式番号	備考
保育料変更届	第１５号	
保育料決定通知書（写）	―	

（３）貸付中、子の入所施設が変更した場合

提出書類名	様式番号	備考
入所証明書	第１４号	
保育料変更届	第１５号	
子が入所する保育所等への入所決定通知書（写）	―	
保育料決定通知書（写）	―	

（４）返還猶予（返還を延ばす手続き）をする場合に提出するもの

事　項	提出書類名	様式番号	備考
指定する保育士業務に従事したとき	業務従事届	第９号	**１年ごとに提出が必要**
産育休により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	第１０号	**事前に御相談ください。**
	業務従事届	第９号	
	出産日が記載してあるページの母子健康手帳（親子手帳）写し		
災害･疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	第１０号	**事前に御相談ください。**
	医師の診断書 罹災証明書　等	各証明書のもの	
	業務従事届	第１０号	在職中の場合、必要です。
期間を空けずに､業務従事先を変更したとき	異動届	第７号	
	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	第９号	旧勤務先と新勤務先、それぞれの証明が必要です。
指定する保育士業務を退職し､就職活動後、再度保育士の業務に従事したとき	異動届	第７号	
	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	第９号	旧勤務先と新勤務先、それぞれの証明が必要です。
	求職活動期間等申告書	第１３号	退職してから再就職までの間の求職活動期間は、通算６か月まで認めることができます

（６）借受者が、貸付を受けた期間と同期間引き続き保育士業務に従事したとき
※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
返還免除申請書	第１１号	
業務従事届	第９号	

（７）借受者が返還免除対象業務に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	備考
返還計画申請書	第１２号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること
業務従事届	第９号	

（８）借受者及び連帯保証人の氏名・住所・勤務先等を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
異動届	第７号	
戸籍抄本	―	氏名変更の場合のみ
住民票	―	・住所変更の場合のみ ・３か月以内に取得したもので、**本籍記載あり**、マイナンバー記載なしのもの

（９）借受者が死亡した時

提出書類名	様式番号	備考
異動届	第７号	
返還免除申請書	第１１号	業務中の事由による場合
返還計画申請書	第１２号	業務外の事由による場合
死亡診断書又は戸籍抄本	―	

７　様式一覧

埼玉県保育士保育料特別貸付にかかる様式は、ホームページからダウンロードできます。なお、様式第１号から様式第５号は個別でご案内しているため、掲載していません。

https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_16.html

↑こちらからも
アクセス可能です

名　称	様式番号
埼玉県保育士保育料特別貸付申請書	様式第１号
誓約書	様式第２号
同意書	様式第３号
貸付内容変更申請書	様式第４号
借用証書	様式第５号
振込口座申請書	様式第６号
異動届	様式第７号
貸付休止・再開・辞退届	様式第８号
業務従事届	様式第９号
返還猶予申請書	様式第１０号
返還免除申請書	様式第１１号
返還計画申請書	様式第１２号
求職活動期間等申告書	様式第１３号
入所証明書	様式第１４号
保育料変更届	様式第１５号

８　問い合わせ先

【申請方法・手続きに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　福祉人材センター　育成資金課

（電話）０４８－８２４－３３７０

【制度趣旨に関すること】

○埼玉県 福祉部こども支援課　保育・人材確保担当

（電話）０４８－８３０－３３４９

保育所等　定義一覧

貸付対象となる勤務先の「保育所等」

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条に規定	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
		小規模保育事業
		居宅訪問型保育事業
		事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第23項に規定され、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	乳児等通園支援事業
学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園　※注1
		認定こども園への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者（企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。）	企業主導型保育事業を行う者

※注1 【対象となる幼稚園】教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上、かつ、預かり保育の年間実施日数200日以上の施設で保育士業務に従事していること。

※注2 放課後等デイサービス・発達支援センター等の障害福祉施設、学童保育での勤務は貸付の対象外です。